

北海道赤十字血液センター札幌労働組合 執行委員長 佐藤 宏美から、令和6年（2024年）10月29日、次のとおり争議行為を行う旨、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定による通知があった。

令和6年（2024年）10月30日

北海道知事 鈴木 直道

- 1 事 件 2024年度賃上げ、秋年末一時金、年末年始手当
その他独自要求
- 2 日 時 2024年11月11日 午前8時40分以降、本件の解決に至るまで
- 3 場 所 北海道赤十字血液センター、アスティルーム、大通ルーム、
新さっぽろルーム
- 4 概 要 組合員が所属する全職場においてストライキを実施する。